

## 宮崎県司法書士会

宮崎県司法書士会（会長 川越和秀）では，下記のとおり，口蹄疫の発生によって被害を受けられた方が，その復興等のために司法書士に対して法務局での登記手続，裁判所での訴訟手続等を依頼される場合に，依頼人が負担すべき司法書士業務報酬を助成いたします。

### 司法書士による口蹄疫被害復興支援

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 開始時期 | 平成22年10月1日から   |
| 2 | 終了時期 | 終息宣言から1年以内の日を予定  |
| 3 | 対象業務 | 不動産の所有権移転登記手続，担保権の設定登記手続，法人の解散登記手続，破産申立書の作成，債務整理，相談などの司法書士業務   |
| 4 | 対象者  | 「口蹄疫の被害」と「司法書士に依頼する対象業務」との間に相当な因果関係のある方  |
| 5 | 支援内容 | 対象者が対象業務を司法書士に依頼された場合の司法書士業務報酬の助成  |
| 6 | 例外   | ① 登記手続等に必要となる登録免許税等の諸税は対象者の負担となります。<br>② 業務の種類によって助成の上限額があり，複雑困難な業務等の場合には，業務報酬の一部を対象者に負担していただくことがあります。 |
| 7 | その他  | 詳細は宮崎県司法書士会まで  |

問い合わせ先 宮崎県司法書士会  
〒880-0803 宮崎市旭一丁目8番39-1号  
TEL 0985-28-8538 FAX 0985-28-8537